

議第164号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
京都市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月24日提出

京都市長 門川大作

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に、「100分の62.5」を「100分の52.5」に改める。

附則第13項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改める。

第2条 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に、「100分の92.5」を「100分の100」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中附則第13項の改正規定 この条例の公布の日
- (2) 第1条の規定（附則第13項の改正規定を除く。） 令和3年12月1日
- (3) 第2条の規定 令和4年4月1日

提案理由

職員の給与を改定する等の必要があるので提案する。